

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者をいう。
- 3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。なお、第3条の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。
- 4 この要綱において「復興事業計画」とは、東日本大震災に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成23年8月17日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費（以下「経費」という。）とする。
- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する施設及び設備の復旧・整備等並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の会社の施設及び設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書及び第2項の添付書類は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。
- 一 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、中小企業等グループ又はその構成員に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 中小企業等グループ又はその構成員は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。）

以下同じ。) の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る）の10パーセント以内の減少の変更である場合及び事業計画の細部の変更である場合とする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 中小企業等グループ又はその構成員は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、中小企業等グループ又はその構成員が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、中小企業等グループ又はその構成員が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、中小企業等グループ又はその構成員から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員による債権譲渡後も、中小企業等グループ又はその構成員との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら中小企業等グループ又はそ

の構成員と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて中小企業等グループ又はその構成員が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の請求があったときは、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から15日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月5日）のいずれか早い日までに、様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等グループ又はその構成員に通知する。

- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に知事が必要であると認める場合には、概算払をすることができる。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第17条 知事は、第10条による承認をしたときは、第7条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付し

- た条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第18条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、第1項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(財産の管理)

- 第20条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第18条第1項ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。
 - 3 中小企業等グループ又はその構成員は、前項に定める期間内に、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途の使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第9号により知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、中小企業等グループ又はその構成員が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月5日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

附 則

この改正された要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算事業に係る補助事業から適用する。ただし、改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正された要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この改正された要綱は、平成27年4月27日から施行し、平成27年3月31日から適用する。ただし、改正前の要綱により交付決定された平成23年度、平成24年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了できないと知事が認め、再度の交付決定を行う補助事業については、交付対象経費を除き、なお、従前の例による。

附 則

この改正された要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表

交付対象経費	内訳
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注

ス開発のための事業	加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティースペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費

- ・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野開拓等の実施に係る取組（以下、「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。